

# 神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

平成 30 年版 (平成 29 年労働災害のとりまとめ)

誰もが安心して健康に働くことが  
できる労働環境を実現する

(第 13 次労働災害防止計画スローガン)



## 建設業における災害防止のポイント

- 元方事業者・関係請負人それぞれ役割に応じたリスクアセスメントの実施の徹底
- 墜落・転落災害防止対策の徹底  
(足場に係る改正労働安全衛生規則の順守、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の徹底、足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策の徹底、ハーネス型安全帯の普及促進)
- 「見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底
- 建設資材等のトラック積込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底
- 熱中症予防対策の徹底
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底

神奈川県労働局労働基準部

# 目 次

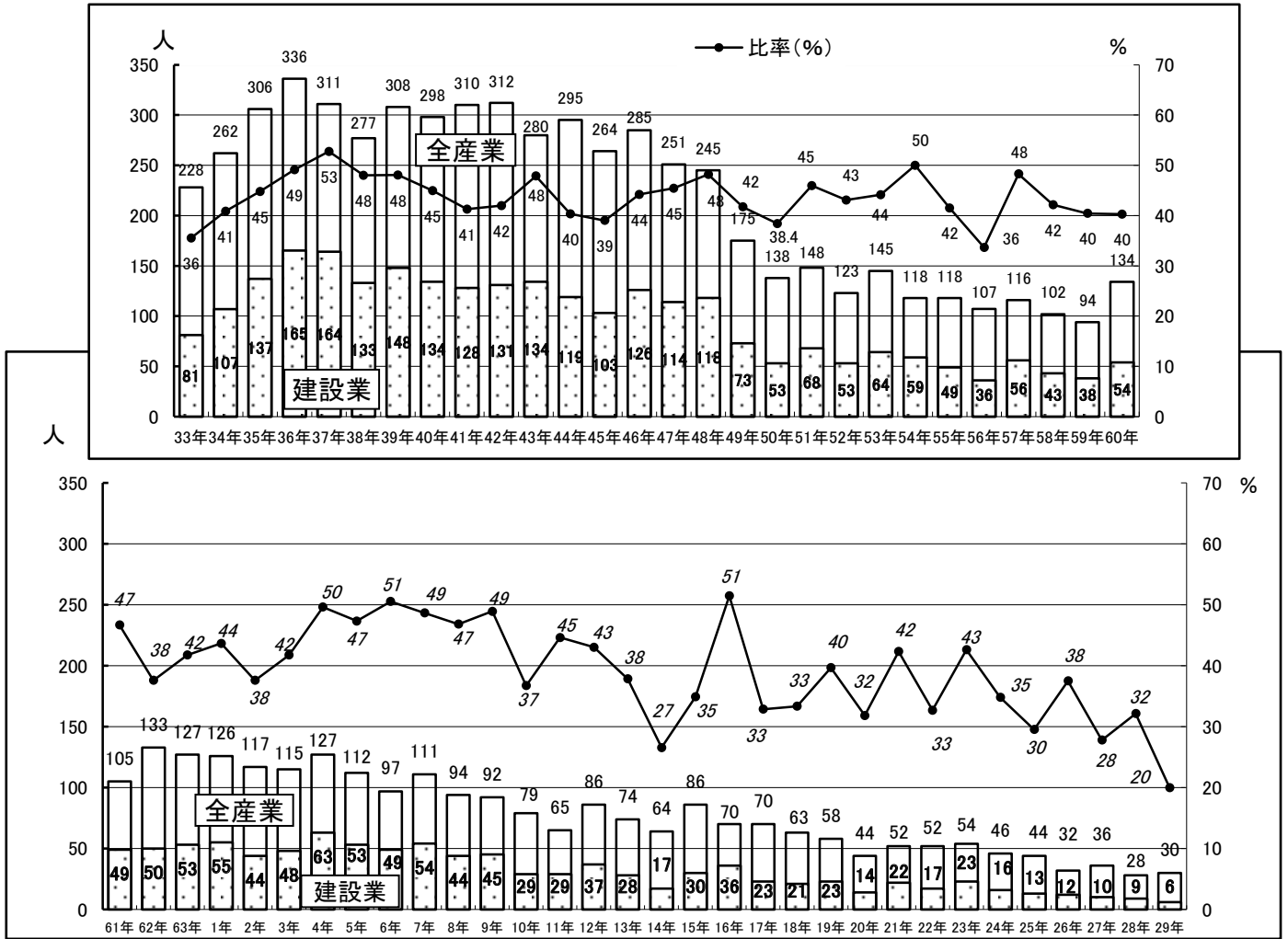
1	労働災害の推移	… 1
2	工事種別の災害発生状況	… 2
3	事業規模別の災害発生状況	… 3
4	年齢階層別の災害発生状況	… 3
5	経験年数別の災害発生状況	… 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	… 4
7	事故の型別の災害発生状況	… 5
8	起因物別の災害発生状況	… 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	… 6
10	公共工事等における災害発生状況	… 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	… 8
12	熱中症災害発生状況	… 8
13	平成29年における建設業の死亡災害の概要	… 9～10
14	第13次労働災害防止計画の概要	… 11
15	労働契約法で規定する安全配慮義務	… 11
16	建設業の交通労働災害の防止	… 12
17	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要	… 13
18	はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！	… 14～17
19	移動式クレーン構造規格が改正されました	… 18
20	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン概要	… 19
21	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン概要	… 20、21
22	足場からの墜落防止のための措置を強化します 足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願いについて	… 22～29
23	「ロープ高所作業」での危険防止のための労働安全規則の改正	… 30～32
24	正しく使おう フルハーネス（フルハーネス型安全帯の使用）	… 33～37
25	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	… 38、39
26	「第13次労働災害防止推進計画」の概要	… 40

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

\* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

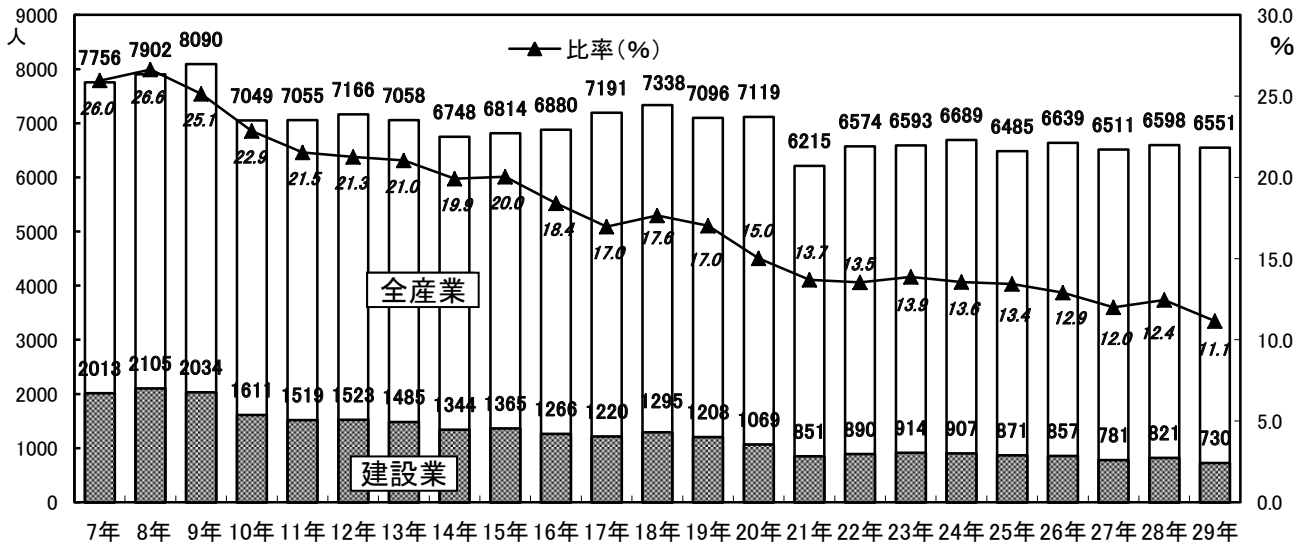
# 1 労働災害の推移

図1 労働災害による死亡者数の年次別推移



建設業の死亡者数は、図1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的に減少傾向を示している。平成24年以降は減少が続き、平成28年には10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。

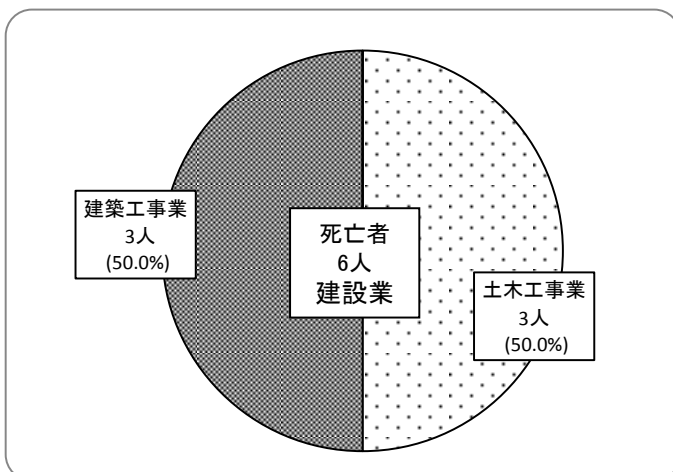
図2 死傷者数の年次別推移



建設業の死傷者数は、図2のとおり、長期的には減少傾向にあつて、平成29年は過去最少の730人となり、全産業に占める比率も11.1%と過去最小を記録した。

## 2 工事種別の災害発生状況

図2-1 平成29年 建設業・工事種別の死亡者



(参考) 平成29年 全産業・業種別の死亡者

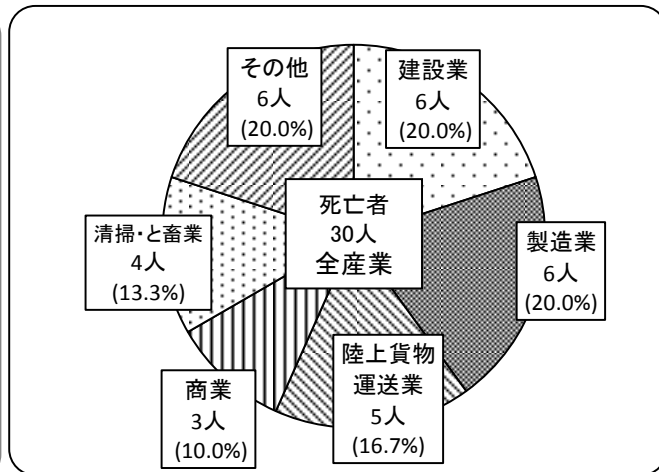
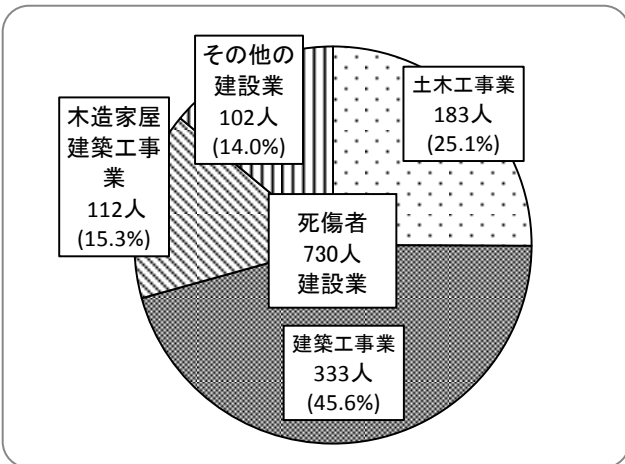
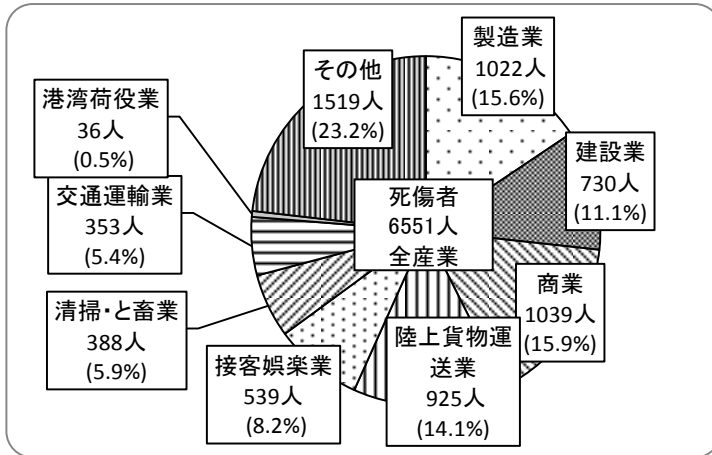


図2-2 平成29年 建設業・工事種別の死傷者



(参考) 平成29年 全産業・業種別の死傷者

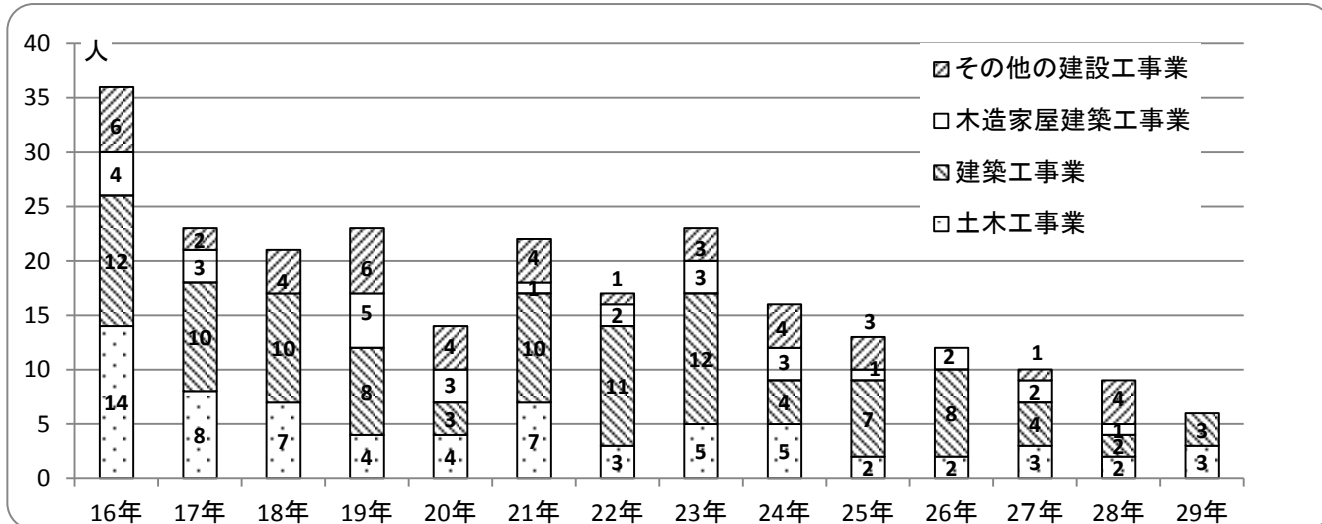


工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業は0人)が3人(50.0%)、土木工事業が3人(50.0%)であった。

工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が333人と最も多く建設業全体の45.6%を占め、次いで土木工事業の183人(25.1%)、木造家屋建築工事業が112人(15.3%)、その他の建設業102人(14.0%)の順であった。この内訳の比率は前年までとほぼ同じであった。

平成16年以降における工事種別の死亡者推移は、図2-3のとおりであった。

図2-3 工事種別の死亡者の推移



### 3 事業規模別の災害発生状況

図3-1 平成29年 規模別の死亡者

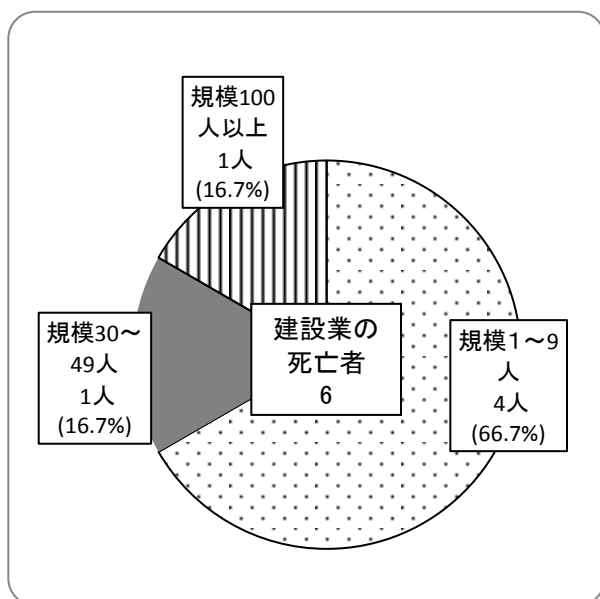
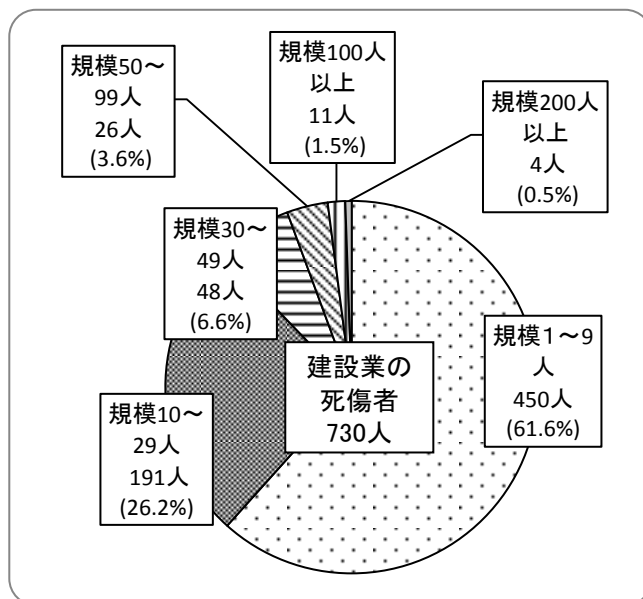


図3-2 平成29年 規模別の死傷者



事業場規模別の死亡者数は、図3-1のとおり、事業場規模10人未満が4人(66.7%)となった。

事業場規模別の死傷者数は、図3-2のとおり、10名未満の事業場が450人と最も多く建設業全体の61.6%を占め、次いで事業場規模10～29人の191人(26.2%)、30～49人の48人(6.6%)の順であり、建設業の死傷災害全体の94.4%が規模50人未満の事業場において発生している。

### 4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 平成29年 年齢階層別の死亡者

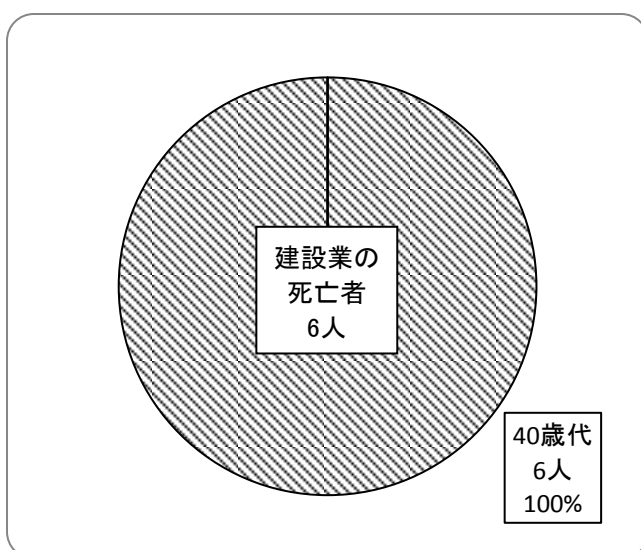
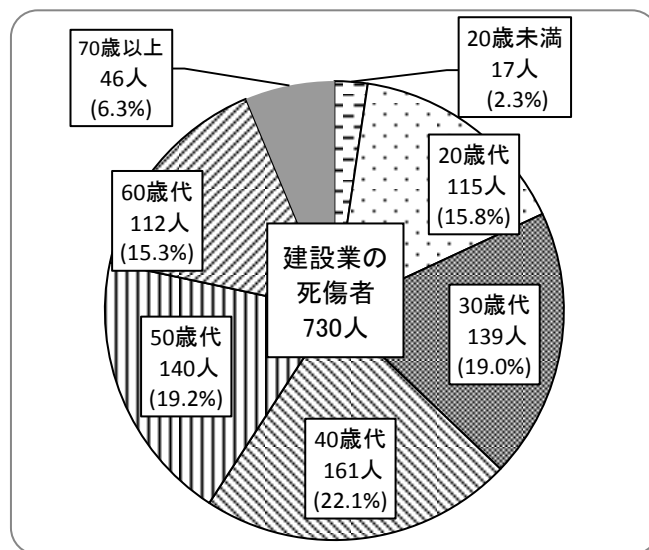


図4-2 平成29年 年齢階層別の死傷者



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり、全員が40歳代の労働者であった。

年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり、40歳代が161人と最も多く全体の22.1%であり、50歳代の140人、30歳代の139人と続いている。

## 5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 平成29年 経験年数別の死亡者

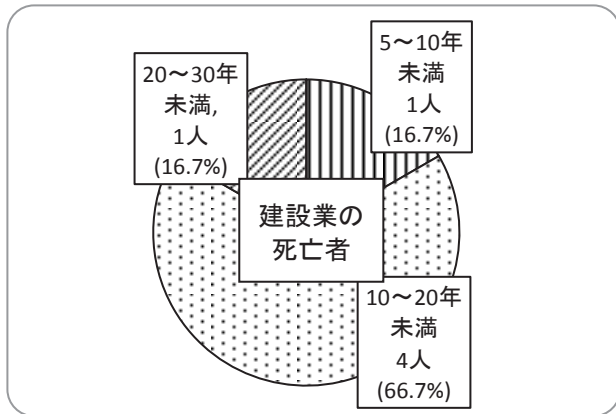


図5-2 平成29年 経験年数別の死傷者

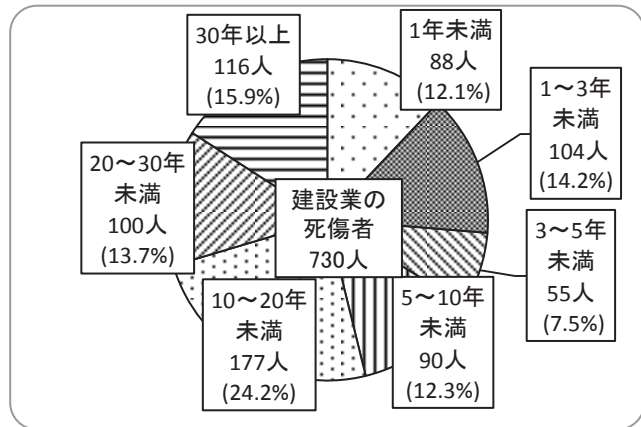
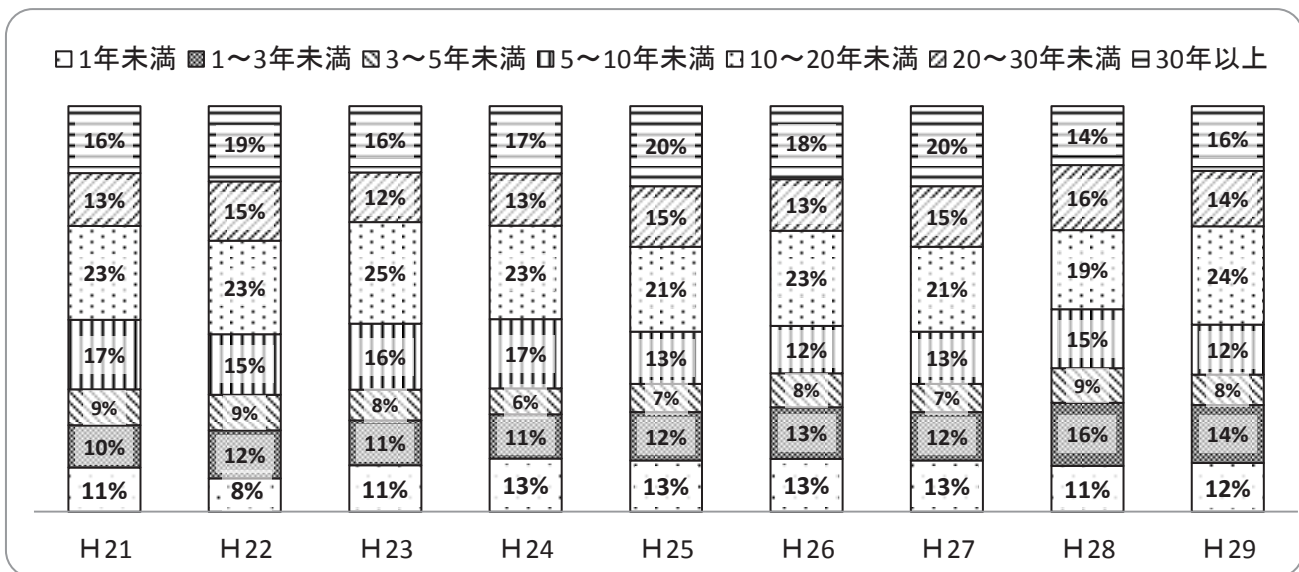


図5-3 経験年数別の死傷者推移



経験年数別の死亡者数は、図5-1のとおりであり、平成29年においては、経験年数10年以上20年未満の者が4人で66.7%を占めていた。

死傷者数は、図5-2のとおり、10年以上20年未満が177人と最も多く全体の24.2%を占めていた。また、図5-3のとおり、平成29年も例年同様、10年以上のベテランの死傷者全体に占める割合が全体の半数以上を占めていた。

## 6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

図6-1 平成29年 現場入場日数別死亡者

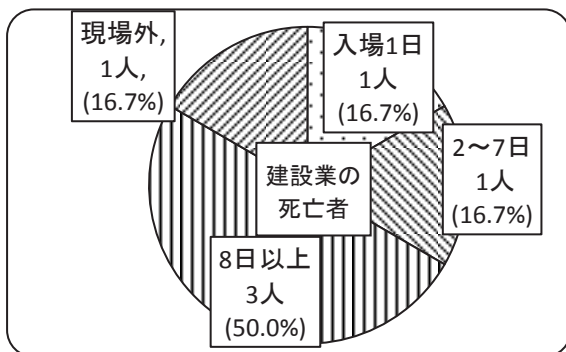
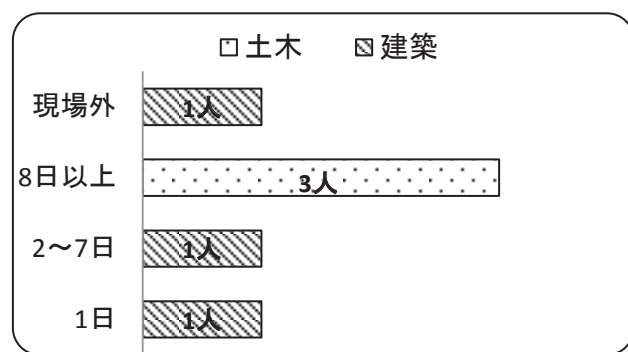


図6-2 平成29年 工事種別現場入場日数別死亡者



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおり、入場1日目に1人が亡くなっている。現場入場後2～7日の死亡も1人であったので、入場1週間以内の死亡者数は2人(33.3%)となった。

工事種別発生状況は、図6-2のとおりであった。

# 7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 平成29年 事故型別の死亡者

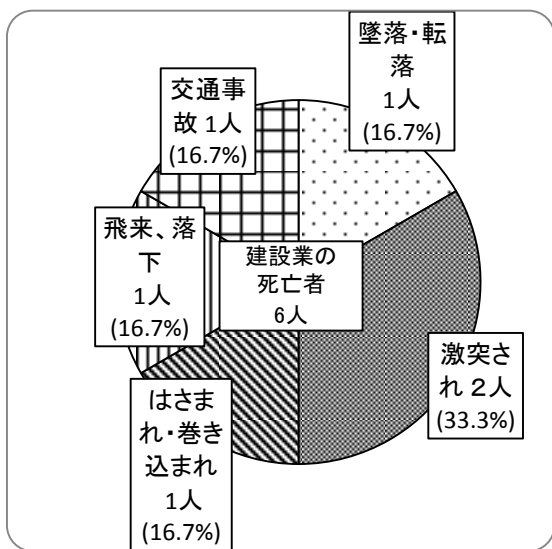
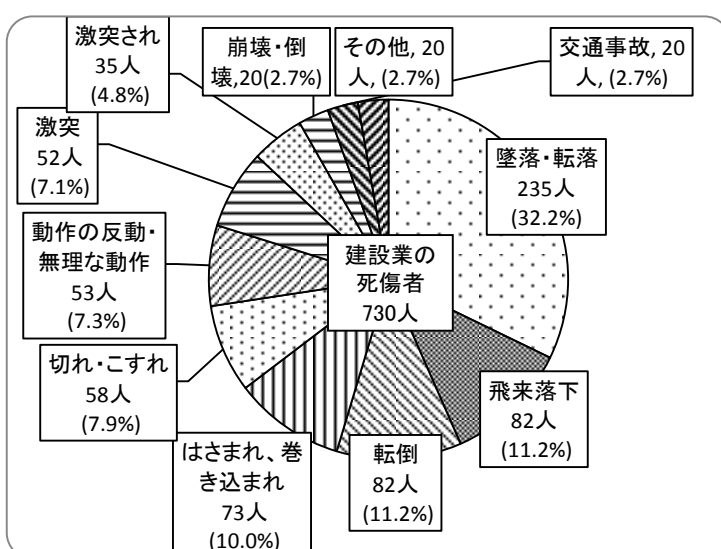


図7-2 平成29年 事故型別の死傷者



事故の型別災害の死亡者数は、図7-1のとおりであった。なお、前年まで最多であった「墜落、転落」は1人にとどまった。

事故の型別災害の死傷者は、図7-2のとおり、「墜落、転落」が235人(32.2%)と最も多く全体の約3分の1を占めている。以下、多い順から「飛来・落下」と「転倒」が82人(11.2%)、「はさまれ・巻き込まれ」73人(10.0%)、「切れ・こすれ」58人(7.9%)、「動作の反動・無理な動作」53人(7.3%)、「激突」52人(7.1%)であった。

なお、建設業における足場からの墜落防止措置を強化するため、平成27年5月20日付けで「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正され、さらに、平成27年7月1日に改正労働安全衛生規則が施行されたが、平成29年の「墜落・転落」災害については、死亡者数が平成28年の5人から1人に減少、また、死傷者数も平成28年の270人から235人に減少という状況であった。

# 8 起因物別の災害発生状況

図8-1 平成29年 起因物別の死亡者

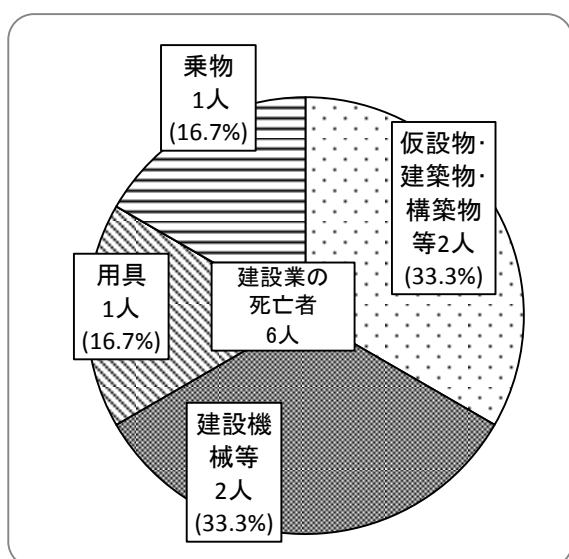
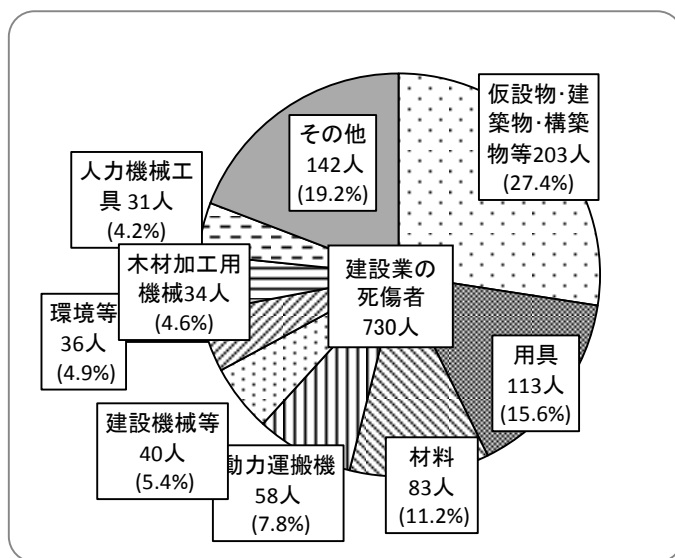


図8-2 平成29年 起因物別の死傷者

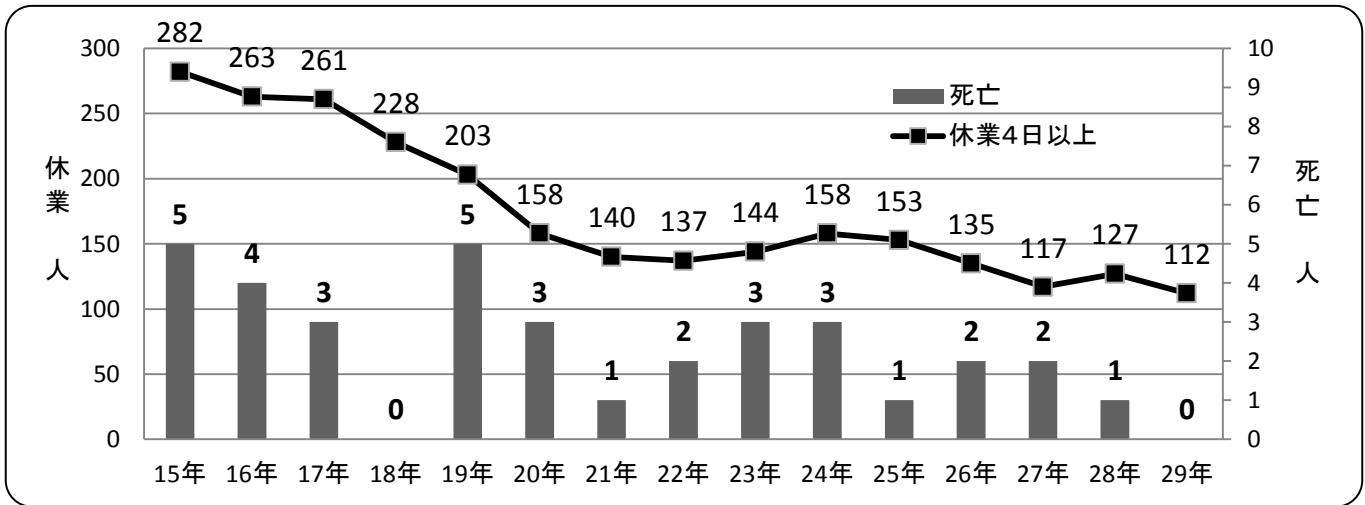


起因物別の死亡者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落・転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、203人で全体の27.4%を占めていた。2番目以降は、「用具」113人(15.3%)、「材料」83人(11.2%)、「動力運搬機」58人(7.8%)、「建設機械等」40人(5.4%)の順であった(図8-2)。脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

# 9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

図9-1 木造家屋建築工事における死亡者数推移（平成15年～平成29年）



平成29年の木造家屋等建築工事における死亡者数は、平成18年以来の0人であった。

死傷者数は、図9-1のとおり、長期的に減少傾向にあって、平成29年は前年より15人減少し、過去最少の112人となった。

なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者35人について事故の型をみると、「墜落、転落」災害が25人であり死亡者全体の71.4%を占めている。

木造家屋等建築工事における重篤な災害を防止するには、墜落防止対策の徹底が最も優先度が高いことから、建方作業に先行して足場を設置する「足場先行工法」の実施が重要である。（望ましい足場の設置基準、施工手順及び留意事項等が示された『足場先行工法に関するガイドライン』が平成18年2月に改正されている。）

図9-2 平成29年 事故の型別の死傷者

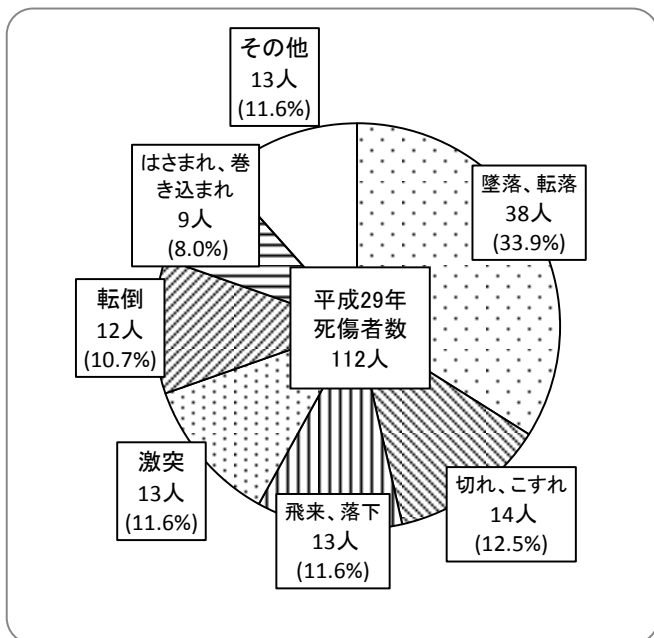
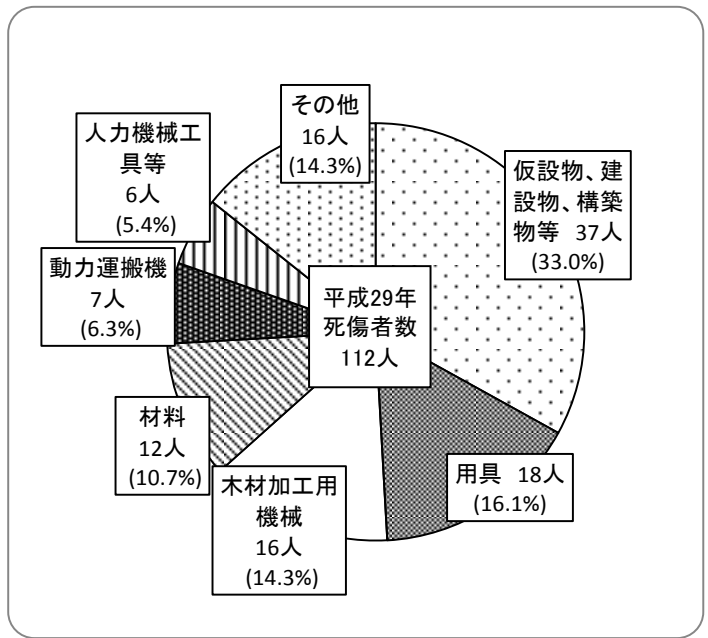


図9-3 平成29年 起因物別の死傷者



木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落、転落」が38人と最も多く全体の33.9%を占めており、2番目以降は、「切れ、こすれ」14人(12.5%)、「飛来、落下」13人(11.6%)、「激突」13人(11.6%)、「転倒」12人(10.7%)であった。

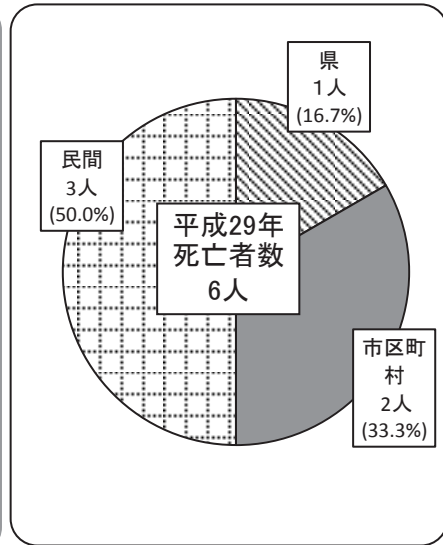
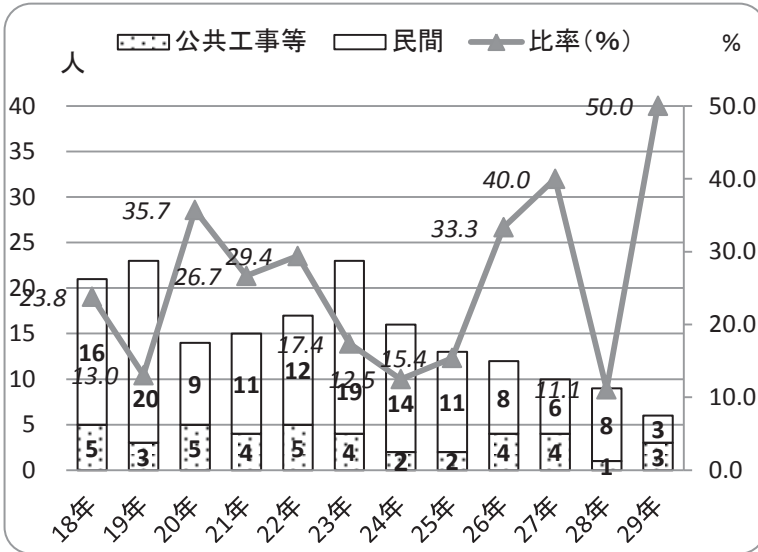
起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が37人と最も多く全体の33.0%を占めており、2番目以降は、「用具」18人(16.1%)、「木材加工用機械」16人(14.3%)、「材料」12人(10.7%)の順となった。



# 10 公共工事等における災害発生状況

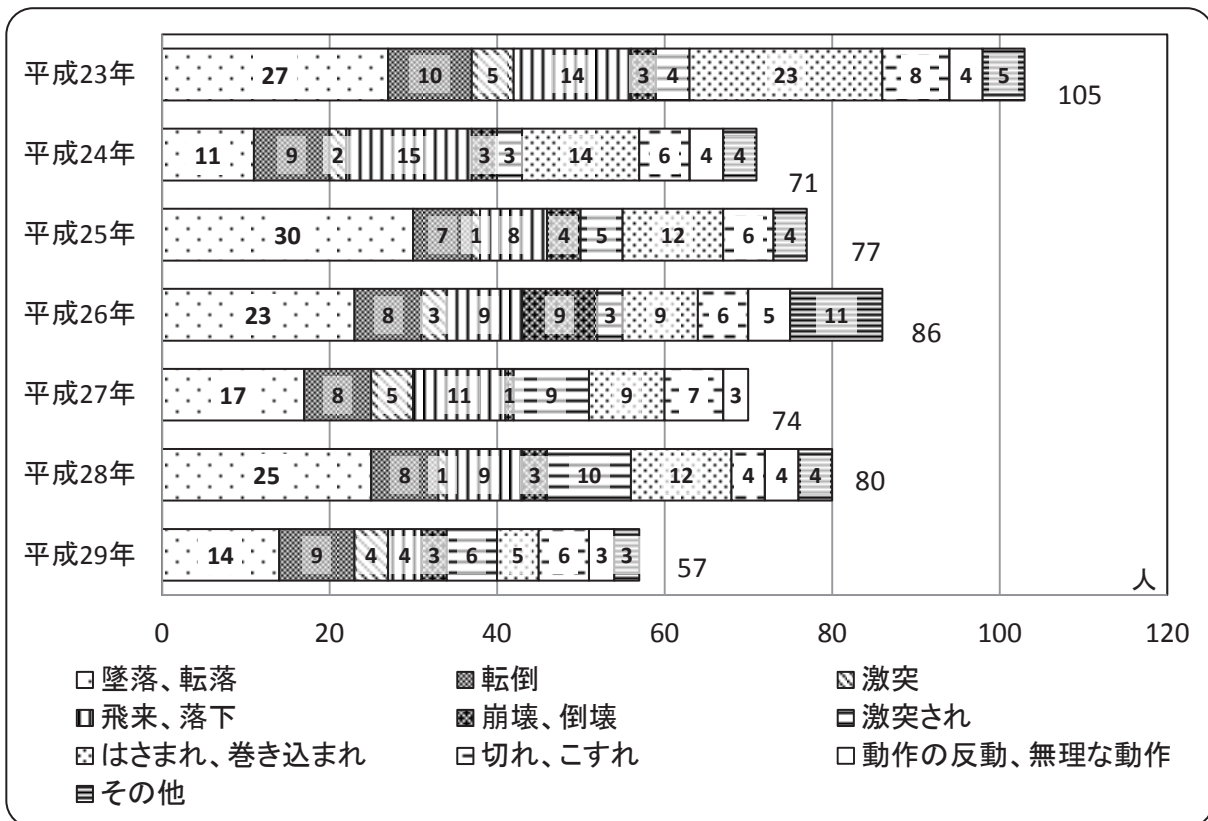
図10-1 公共工事等における死亡者数・比率

図10-2 平成29年 発注者別死亡者



平成29年の建設業における死亡者6人のうち、公共工事等で発生したのは、3人(50.0%)であった。公共工事等における死亡者数は、平成28年は過去最少の1人であったが、平成29年は3人となった。

図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者



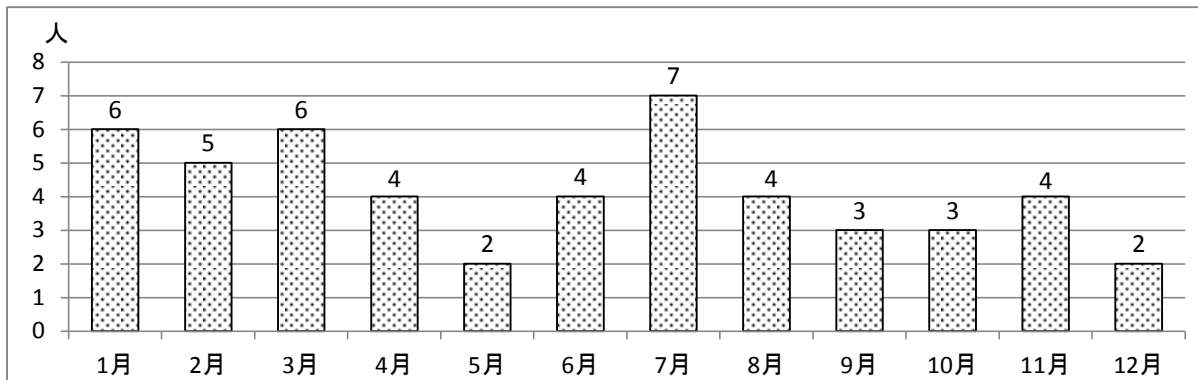
平成29年の公共工事等における死傷者は57人であり、建設業全体(730人)の7.8%を占めた。公共工事等における発注者別の内訳は、国6人(10.5%)、地方公共団体(県および市区町村)47人(82.5%)、公団4人(7.0%)であった。

工事種別の内訳は、土木工事業が39人(68.4%)、建築工事業が14人(24.6%)、その他の建設業が4人(7.0%)であった。

平成29年の公共工事等における死傷者57人について、事故の型別では、「墜落、転落」が14人(24.6%)と最も多く、2番目以降は「転倒」9人(15.8%)、「切れ、こすれ」と「激突され」の6人(10.5%)、「はさまれ、巻き込まれ」の5人(8.8%)となった。

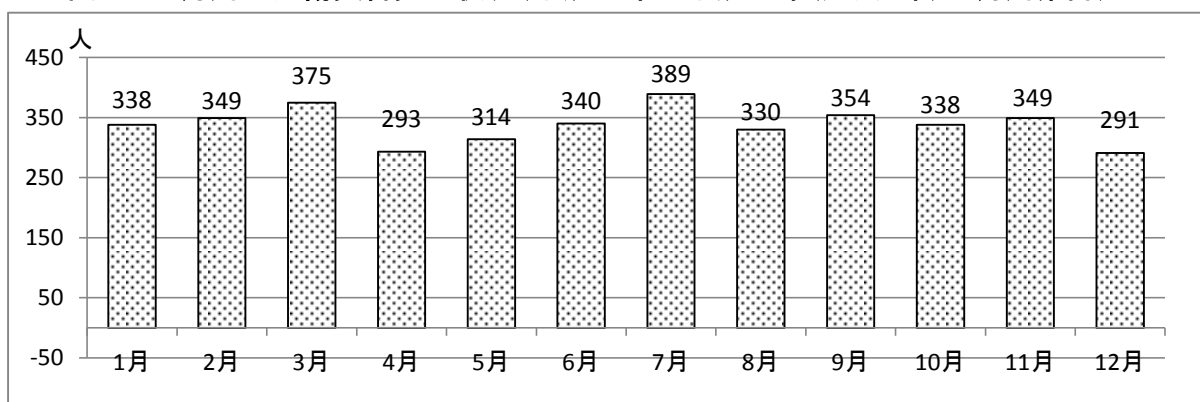
# 11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成25年～平成29年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであった。

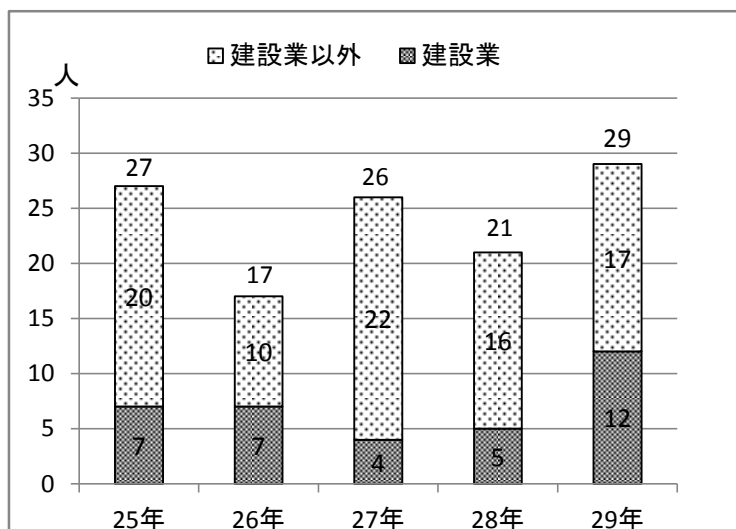
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成25年～平成29年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(5年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、3月と7月に多く発生した。

# 12 熱中症災害発生状況

図12 平成25年～平成29年 熱中症災害発生状況 (年別死傷災害発生状況)



- 熱中症を予防するために
- ①冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
  - ②氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。
  - ③暑さ指数(WBGT値)を活用する。(WBGT値:温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標)
  - ④日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。


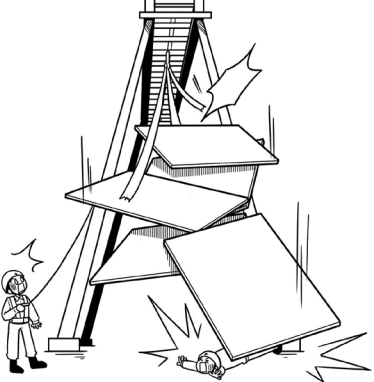
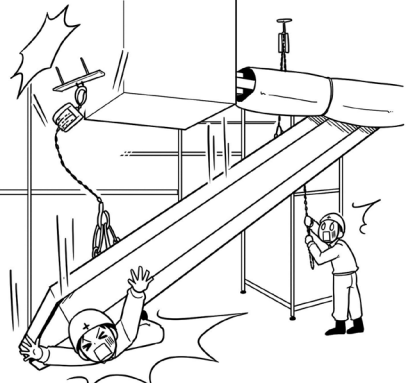
過去5年間の建設業、建設業を除く全業種の死亡及び休業4日以上熱中症の発生状況は、図12のとおりである。

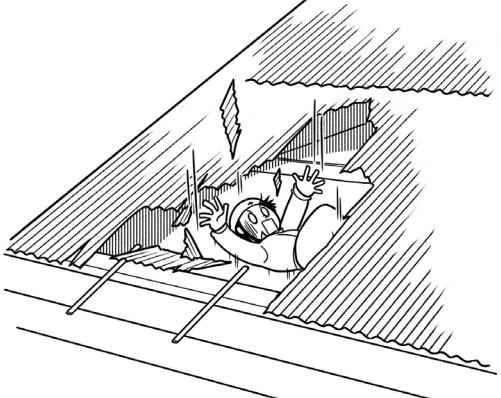
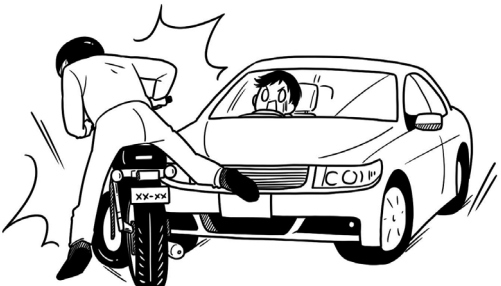
熱中症による死亡災害については、平成24年以降において、平成25年に3人、26年に1人発生している。

平成26年の1人は建設業において発生したもので、解体作業に従事していた作業員が、昼休み前に気分が悪くなり熱中症で死亡したものである。

厚生労働省は、災害防止団体とともに、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、平成30年5月1日から9月30日までの期間を「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開している。

# 13 平成29年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	2月 17時頃	土木工事業 公共 1～9名	掘削用機械 激突され	<p>(発生状況) 掘削用機械を4tトラックの荷台に乗せようとした際に、掘削用機械が倒れてアームの下敷きになったもの。道板は使用していなかった。</p> <p>(災害防止のポイント) 本件は、掘削用機械をトラックの荷台に乗せる際、道板等を使用せず、バケットをトラックの荷台に押し付けて当該掘削機械の車体を浮き上げらせクローラを荷台の端に引っ掛けた状態にしたとき、片側のクローラが滑り落ち転倒し合図者が下敷きになったもの。 ①掘削用機械の積卸しは、平坦で堅固な場所で、道板、盛土、仮設台を使用して行うこと。 ②道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。 ③盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅、強度及び勾配を確保すること。</p>
				
2	3月 16時頃	土木工事業 公共 30～49名	玉掛用具 激突され	<p>(発生状況) 桁製作ヤード内において、橋型クレーンを使用して鋼製型枠（総重量1.8t）を2本のナイロンスリングで玉掛けし吊り上げて移動中、1本のスリングが切断して荷が傾斜しながら落下、もう1本のスリングも切断した。このため鋼製型枠が落下、下にあった発電機に当たって跳ね返り、そばにいたクレーン操作者に激突したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) ①つり荷の重量、重心位置、形状等を勘案して、適切な玉掛け方法、玉掛け用具を選定すること。 ②ナイロンスリングを使用するときは、当て物等の使用により切断を防止すること。</p>
				
3	6月 11時頃	建築工事業 民間 10～29名	その他の仮設物、建築物、構築物等 飛来、落下	<p>(発生状況) 免震用の仮設ブレース（H鋼材、長さ5メートル、重さ約1.75トン）の取り外し作業のため手動のチェーンブロック2個を使用して仮設ブレースを吊り上げていたが、仮設H鋼材が振れたため、チェーンブロックのアンカー部分に衝撃が加わりチェーンブロック及び仮設ブレースが落下、直下にいた被災者に当たり、被災者は床面との間に挟まれたもの。</p> <p>(災害防止のポイント) ①つり上げられた重量物の下部やその周辺には立ち入らないことを徹底させること。 ②仮設のつり上げ装置（チェーンブロック）の設置については、固定用アンカーボルトの強度を確認すること。</p>
				

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	7月 11時頃	建築工事業 民間 1～9名	屋根 墜落・転落	<p>(発生状況) 工場のスレート屋根を補修する作業を行っていた労働者が、休憩を終えて作業箇所へ移動していたところ、スレートを踏み抜いて約4メートル下のコンクリート上に墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) ①スレート等の材料でふかれた屋根の上で作業を行うときは、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講ずること。 ②高所作業に当たっては、保護帽を着用すること。</p>
	9月 8時頃	その他の建設業 民間 1～9名	乗用車、バス、バイク 交通事故(道路)	<p>(発生状況) 被災者は、当日作業予定の現場に向かう前に前日に完工した建設現場に置き忘れた会社所有の工具を取りに行くため、自宅から当該現場にバイクで向かう途中、赤信号の交差点を直進して右折車両と衝突したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) ①交通労働災害防止のためのガイドラインに示された事項を推進すること。</p>
5		土木工事業 公共 1～9名	高所作業車 はさまれ、巻き込まれ	<p>(発生状況) 高所作業車(トラック式)2台を使用して、隧道補修作業を行っていた際、作業箇所変更のため、高所作業車の運転者である被災者がアウトリガーのジャッキを上げたところ高所作業車が逸走し、もう一台の高所作業車との間に挟まれたものの。</p> <p>(災害防止のポイント) ①サイドブレーキを確実にかけること。 ②4輪に輪止めをすること。 ③高所作業車撤去時の逸走を防止するため、サイドブレーキが確実にかかっているか確認し、4輪に輪止めをすること等を示した作業手順を定め、周知を図ること。</p>
6	12月 14時頃			

## 第13次労働災害防止計画(概要)

### 計画の目標

計画期間:2018年4月1日～2023年3月31日

#### 全体

死亡災害:15%以上減少

死傷災害:5%以上減少

#### 業種別

建設業、製造業、林業 : 死亡災害を15%以上減少

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店 : 死傷災害を死傷年千人率で5%以上減少

#### その他目標

- 仕事上の不安・悩み・ストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上(71.2%:2016年)
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上(37.1%:2016年)
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上(ラベル表示60.0%、SDS交付51.6%:2016年)
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

#### 8つの重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 国民全体の安全・健康意識の高揚等

## 15 労働契約法で規定する安全配慮義務

### 労働者の安全への配慮

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

#### 【解説】

##### 趣旨

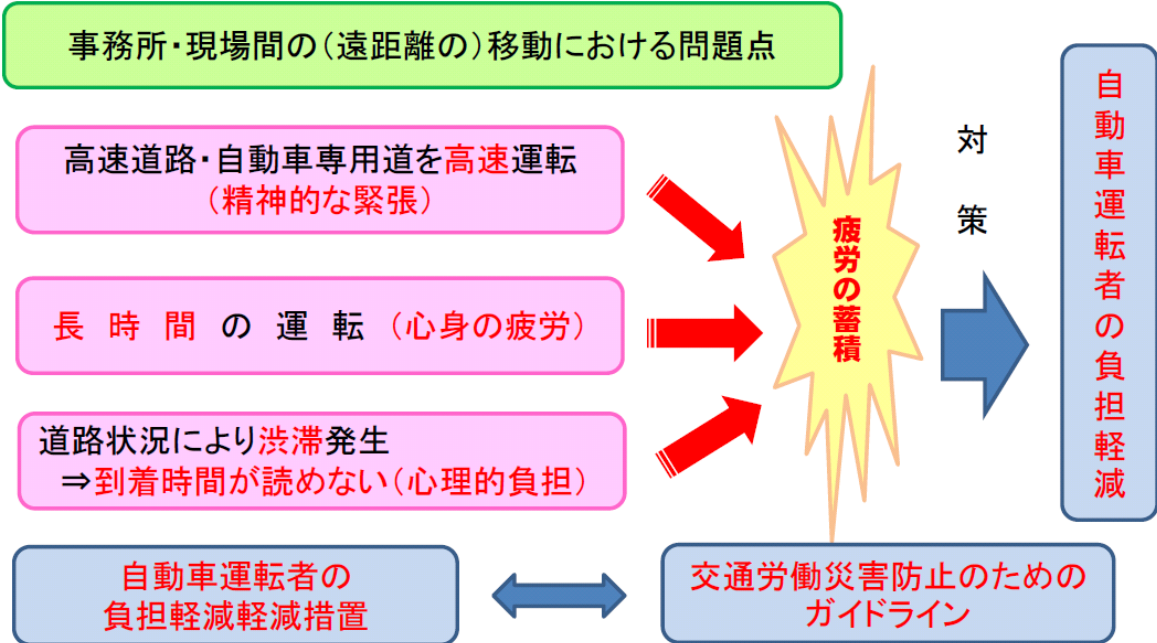
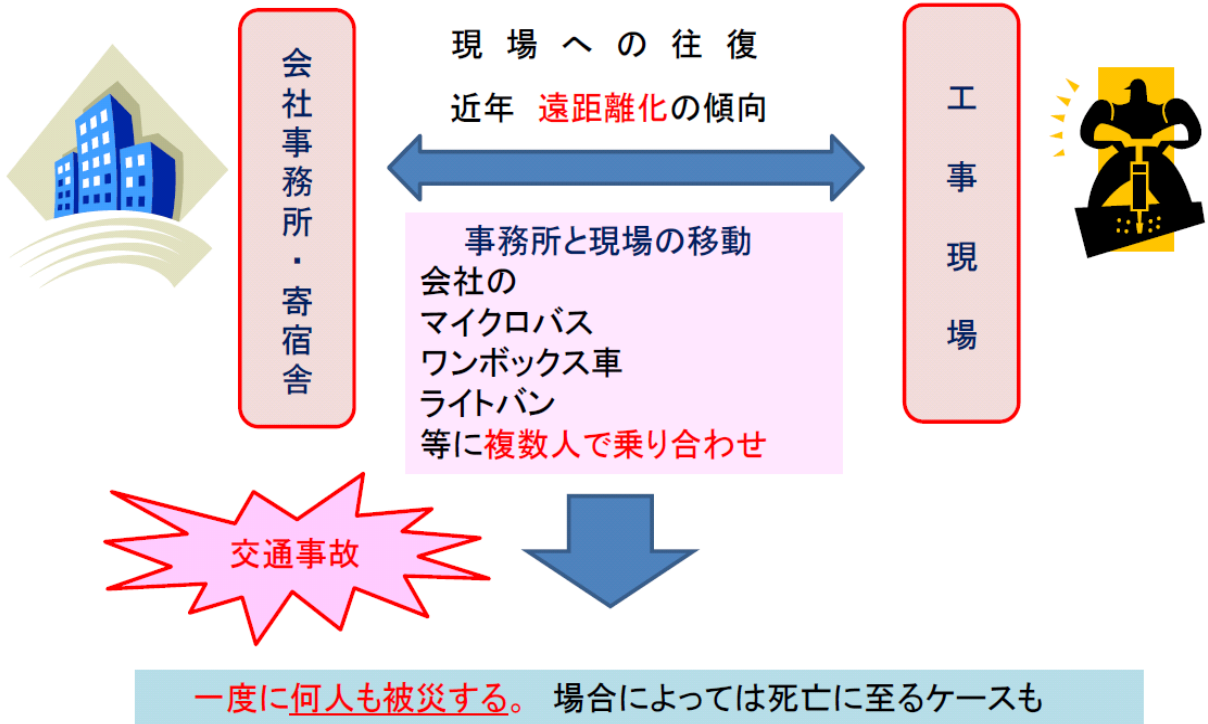
通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労働に従事するものであることから、判例において、労働契約の内容として具体的に定めずとも、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているものとされていますが、これは、民法等の規定からは明らかになっていないところです。

このため、法第5条において、使用者は当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。

#### (解説補足)

- 1 使用者は、労働契約に基づく賃金支払義務を負うほか、労働契約に特段の規定がなくとも、付随的義務として当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。
- 2 労働契約法の安全配慮義務の「生命、身体等の安全」とは心身の健康も含まれます。
- 3 「必要な配慮」とは、労働安全衛生関係法令で最低限遵守しなければならない事項は当然に守っていただいた上、加えて、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じて必要な配慮をすることが求められるものです。

# 16 建設業の交通労働災害の防止対策



- 1 運転業務による疲労を軽減するため、運転者の(通常業務)の作業軽減を図る。(運転者が緊張を伴う運転業務中、同乗者は車内で休息できる。)
- 2 同乗者も運転者への配慮が必要である。(運転者が疲れているようだったら、休憩を取るようにする。(運転者は、早く帰宅したい同乗者を思うと、途中で休憩を取ることを言い出しにくい。))

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

## <目的、基本理念>

### 目的、基本理念

- <目的> **(第1条関係)**
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資する
- <基本理念> **(第3条関係)**
- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
  - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
  - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

## <国等の責務、法制上の措置等>

### 国等の責務、法制上の措置等

- <国等の責務> **(第4条から第6条まで関係)**
- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
  - 都道府県は、基本理念にのっとり、国の適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
  - 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる
- <法制上の措置等> **(第7条関係)**
- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

## <基本計画等、基本的施策>

### 基本計画等

**(第8条・第9条関係)**

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

### 基本的施策

**(第10条から第14条まで関係)**

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

## <推進会議の設置>

### 建設工事従事者安全健康確保推進会議

**(第15条関係)**

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

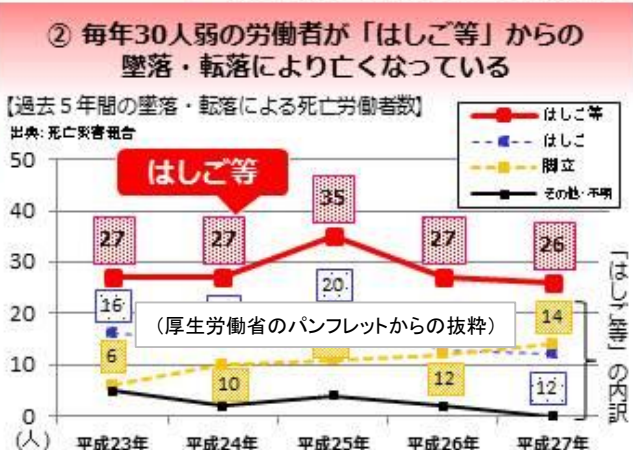
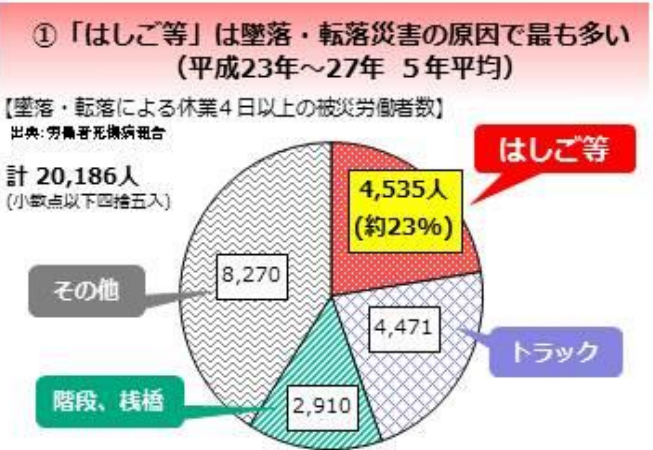
# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用  
する人が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な  
災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

- ポイント 1** はしごや脚立に関する **災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、  
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用** しましょう。 ▶▶▶ P 2 参照
- ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる  
**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討** しましょう。 ▶▶▶ P 3 参照
- ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ 1 m 未満の場所での作業であっても  
**墜落防止用のヘルメットを着用** して、頭部の負傷を防ぎましょう。 ▶▶▶ P 4 参照

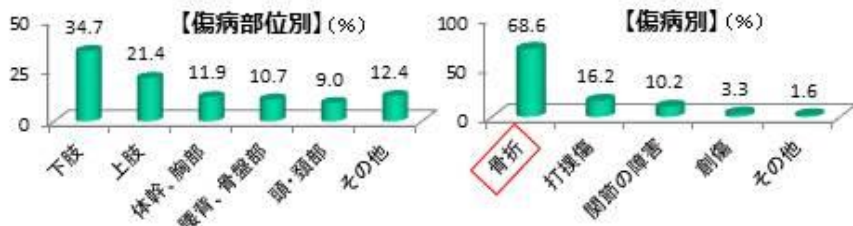
## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡） ※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件  
(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害  
は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



### グラフからわかること

- 【傷病部位別】  
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。
- 【傷病別】  
**骨折が全体の約3分の2**を占め、重篤な災害につながりやすい。



## はしご

## No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



## ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

## No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



## ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。  
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

## No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。  
(耐滑性の低い靴を使用)



## ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。  
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

## 脚立

## No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



## ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

## No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



## ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。  
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。  
脚立の片側を使って作業すると、3点支持(\*)がとりやすい。

## No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



## ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

(\*) 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

## ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



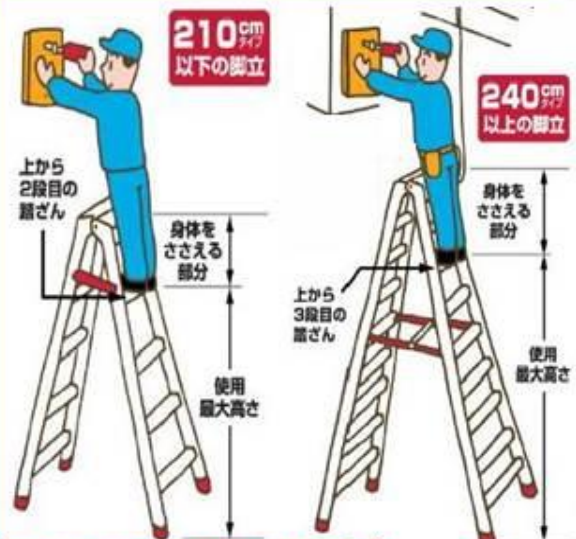
しっかり固定！

注意し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ！」

出典：「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

### 脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

### 「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は着しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

#### 脚立（安衛則第528条）

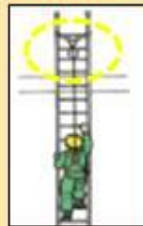
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は着しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具）

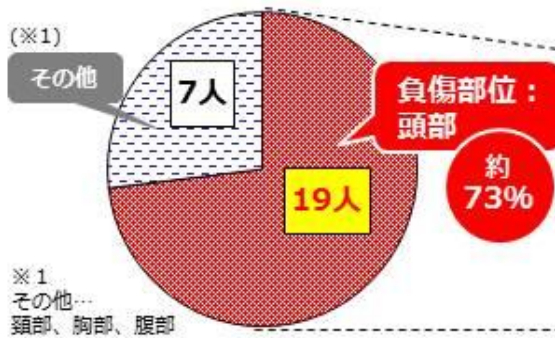


## ポイント3 必ずヘルメットを着用してください

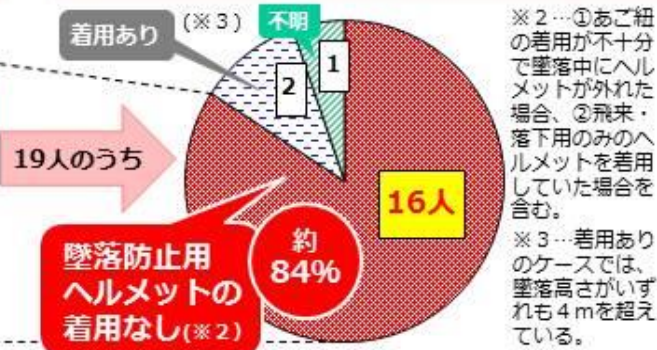
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）  
出典：災害調査報告書

### ① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



### ② 墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



## ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するためには」P.12

## 保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。  
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

## ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防止するためには」P.3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れずに！  
 (死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

着用時  
5つのポイント

- 「墜落時保護用」を使用すること
- 傾けずに被ること
- あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 破損したものは使わないこと
- 耐用年数を守ること

### 1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

### 3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが若脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。  
 (H29.3)

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

## 荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご留意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

①

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

**対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン**

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。



【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2**などの装置を備えることが義務づけられます。

＜経過措置＞ 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

**※1 定格荷重制限装置**

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

**※2 定格荷重指示装置**

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



## 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン概要

(平成28年12月26日基発1226第1号等)

### 背景・目的

- ・山岳トンネル工事における掘削の最先端(切羽)では地山が露出しており、岩石の落下等(肌落ち)による労働災害がたびたび発生。
- ・肌落ち災害では、6%が死亡し、42%が休業一ヶ月以上\*となっており、発生した場合の重篤度が高い。
- ・山岳トンネル工事の切羽における労働災害の防止を図るため、望ましい取組をとりまとめ、関係者に周知する必要がある。

### ガイドラインによる取組

#### 目的

- 労働安全衛生関係法令と相まって、切羽における肌落ち防止対策を適切に実施することにより、山岳トンネル工事の切羽における労働災害の防止を図る

#### 適用対象

- 山岳トンネル工事の切羽における作業

#### 事業者等の責務

- 事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき安全衛生対策を講ずることにより、切羽における労働災害防止に努めること。
- 労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、切羽における労働災害防止に努めること。

#### 事業者が講ずることが望ましい事項

- 切羽への立入りを原則として禁止……………労働者の切羽への立入りを原則として禁止し、切羽での作業は可能な限り機械化
- 肌落ち防止計画の策定、実施、変更……………事前調査による地山の状況の把握と、その結果を踏まえた肌落ち防止計画の策定・周知  
肌落ち防止計画には、肌落ち防止対策、切羽の監視、切羽からの退避等を記載  
必要に応じて肌落ち防止計画を変更
- 切羽監視責任者の選任……………切羽の変状等を常時監視する切羽監視責任者の選任  
被災のおそれがある場合の切羽監視責任者による退避指示
- 具体的な肌落ち防止対策……………鏡吹付け、鏡ボルト、浮石落とし、水抜き・さぐり穿孔、切羽変位計測、設備的防護対策  
地山等級、湧水の状態、施工性等を勘案した肌落ち防止対策の選定

## シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン概要その1

## 目的

切羽における異常出水やセグメントの崩壊等による労働災害の発生が懸念されるシールドトンネルの一層の労働災害防止を図る。

## 発注者による取組の概要

1. 発注者は、契約書、仕様書等において、専門事業者の意見を踏まえたリスクアセスメントを設計者及び元請施工業者に行わせ、その結果を設計図書又は施工計画に反映させるように規定し、これを行わせること。
2. 発注者にシールドトンネル建設工事の安全について十分な知見がある者がいない場合、受注者が示した設計・施工方法について、中立性のあるシールドトンネルの専門家等による安全性の確認を受けることが望ましいこと。

## 設計者・施工者による取組の概要

- (1) 1. 的確なリスクアセスメントを踏まえた設計及び施工計画の把握に努めるなどリスクアセスメントを適確に実施すること。
- (2) ボーリング調査等の結果に基づきシールド工法の計画（施工計画を含む。）を定め、また、施工状況に応じて施工計画等を見直すこと。このとき、必要に応じ設計変更について発注者と協議すること。
- (1) 2. シールドマシン性能が確保できる構造、段数及び材質
- (2) 組立直後のセグメントリングの変形を抑制する装置等の設置について検討すること。
- (3) スクリューコンベアからの噴発防止対策を講ずること。
- (4) 電気設備のうち安全上重要なものについては、漏水等の可能性を考慮した設計とすること。

## 3. セグメントの設計等

- (1) 施工時荷重に対して安定性及び各部材の安全性を有するものとする。また、地盤が良好でない場合には、脆性的な破壊を生じない設計とすること。
- (2) セグメントの形状・寸法は、構造計算のほか、類似工事のセグメントの厚さと外径の比率、セグメント幅と厚さの比等の実績を勘案し、慎重に検討すること。
- (3) セグメントの分割は、ジャッキを抜いた場合のシールドマシンの姿勢に与える影響を考慮し適切なものとする。
- (4) リング構造が容易に崩れないものとする。
- (5) ボルトボックス及びボルトインサートが容易に抜けることのないよう注意すること。
- (6) Kセグメントの滑動又は抜け出しの可能性を検討し、堅固な継手の採用、抜け出し防止装置の設置等の対策を講ずること。
- (7) あらかじめ十分な数のテーパーセグメント用意すること。
- (8) 止水シールド材は適切な材料及び形状を選定し、組立時に破損又は剥離しないよう留意すること。

## 4. テールシールド用グリース

使用する裏込め材との接触による固化等の変性、非正常時の溶接による火災等について十分考慮し、選定すること。

## シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン概要その2

### 設計者・施工者による取組の概要

#### 5. 線形管理

- (1) 掘進する前の測量を適確に行うとともに、発進後もできるだけ早期に掘進方向を確認するため、測量を行うこと。また、一定時間経過後改めて測定すること。
- (2) 掘進管理システムを導入し、シールドマシンの姿勢、方向等に係るデータを計測すること。また、適切な頻度で較正すること。
- (3) (2)の計測結果とともに、測量、テールクリアランス測定等により得られた結果を突合し、トンネルの線形管理に適確に反映させること。
- (4) 線形管理データは、工事終了後、必要に応じ発注者に提供すること。

#### 6. 掘進管理

- (1) 適正な切羽圧力を保持しマシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら掘進すること。
- (2) セグメントの組立て誤差を最小にし、セグメントリングが可能なら限り真円に近づくよう組立てること。
- (3) 掘進線の設計計画線からの偏差について上限値を含めた管理基準値を設定し、掘進中は常時モニタリングを行うこと。
- (4) 掘進線が偏差の上限値を超過した場合は、直ちに掘進計画を見直すこと。シールドマシンを設計計画線に戻す場合には、緩やかな曲線によりこれを行うとともに、テーパーセグメント等によりセグメントに無理な力を与えないようにすること。
- (5) 蛇行修正においては、セグメントに過大な負荷がかからないように、オーバーカット等を適切に行い、必要がある場合はテーパーセグメントを使用すること。
- (6) 掘進中のジャッキは、できるだけ多くの本数を使用することとし、セグメント組立時に引き抜くジャッキの本数は最小限にとどめること。
- (7) 中央管理室又はシールドマシンにおいて専任管理者が常駐し、掘進管理を行うこと。

- (8) テールシール用グリースの補充を適切に行うこと。注入量、注入圧及び注入時期に留意して注入し、その記録を残すこと。
- (9) テールクリアランスを適切に保持すること。
- (10) 裏込め材の注入は、セグメントがテール部を出した後、できるだけ早期に実施すること。また、注入圧力、注入量、地表面の変状等のモニタリングを行い、適切に管理すること。
- (11) 掘進管理データは、工事終了後、必要に応じ発注者に提供すること。
- (12) ビデオ撮影を行う場合は、映像を一定期間保存すること。

#### 7. セグメントの組立

- (1) セグメントは割れ、欠け等が生じないように取り扱うこと。
- (2) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。
- (3) 漏水等の原因となるセグメント継手やリング継手の目開きや目違いが生じないように、セグメントリングの形状の保持のため必要な措置を講ずること。

#### 8. 掘進状況に応じた施工計画の見直し

- (1) 施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングを行うこと。
- (2) セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。

#### 9. 避難、救護の訓練

- (1) 避難及び消火の訓練を実施すること。
- (2) 労働災害の発生を急迫した危険があるときは、速やかに労働者を安全な場所まで退避させること。
- (3) 救護に関する技術的事項を管理する者を選任すること等。

# 足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

## <改正のあらまし>

### 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

### 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

### 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

### 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」



## 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

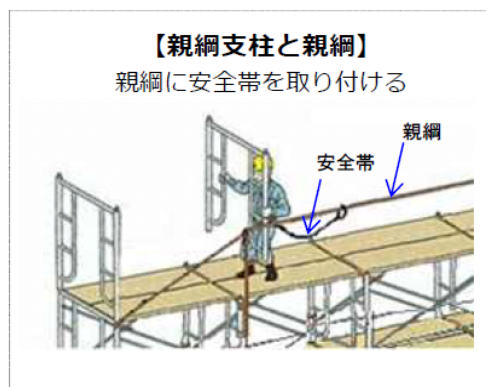
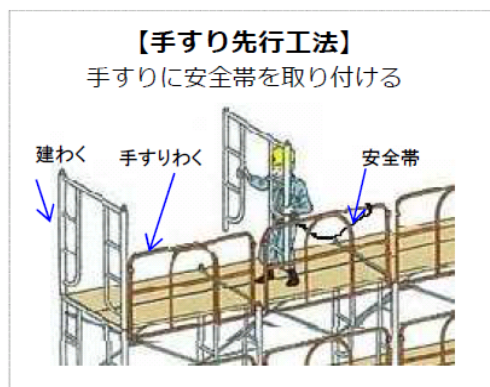
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など  
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※<sup>1</sup>を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

### 安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。

足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

#### <留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

## (2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

## 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

**平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。**

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

### 特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分
4 関係法令	1 時間

## 特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。  
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

**建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、**足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

#### <留意点>

##### 足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

##### 作業構台の場合：

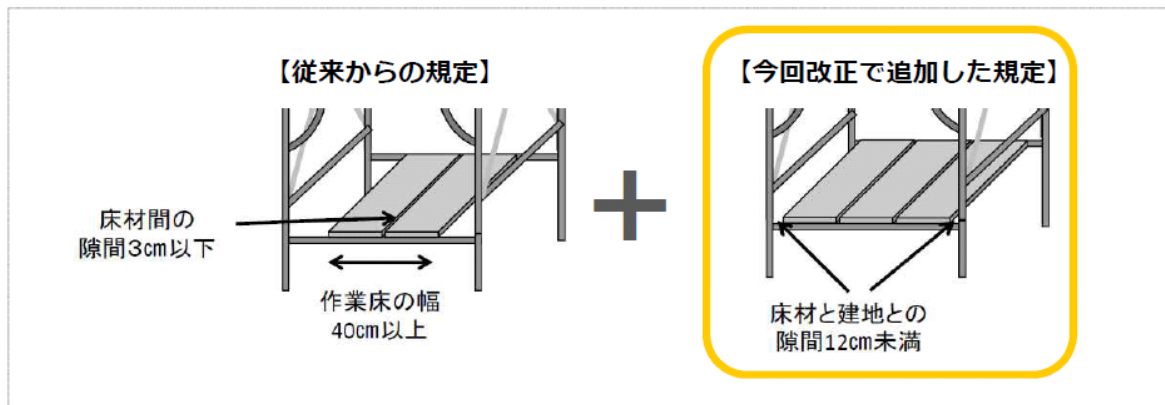
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

## 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

### (1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



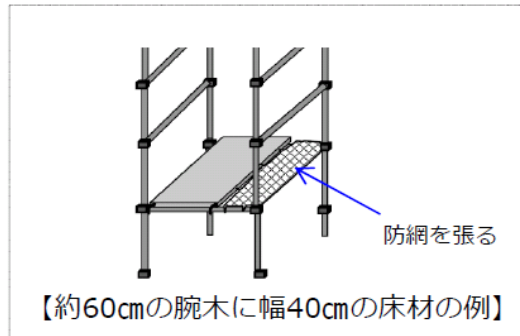
※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

#### <留意点>

- ①床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

#### ▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
  - ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



### <留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

### －経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

## (2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに**取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

### <留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

## 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

### <留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

# 足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

## 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

### 1 足場の組立図を作成しましょう

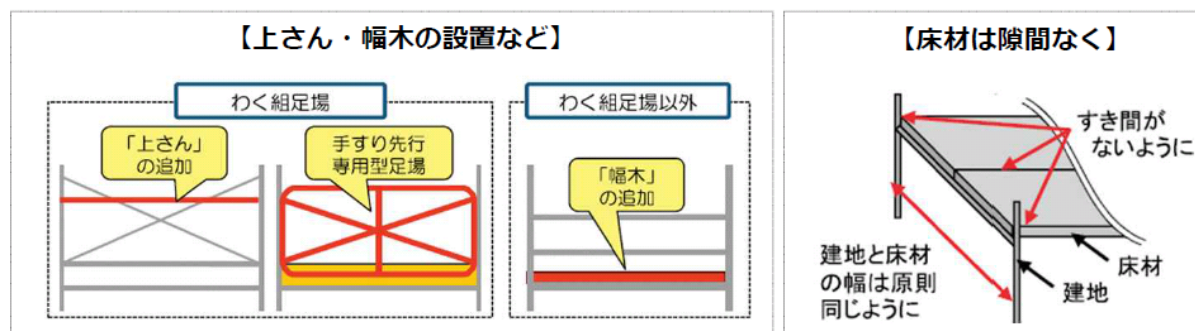
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

### 2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

### 3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
  - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置  
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
  - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

### 4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

### 5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

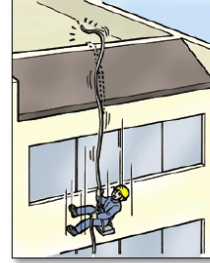
足場からの墜落防止対策 強化

検索

# 「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)  
しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



## 「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)  
(安衛則第539条の2より)

- ※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であつて、作業箇所の上にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの
- ※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具

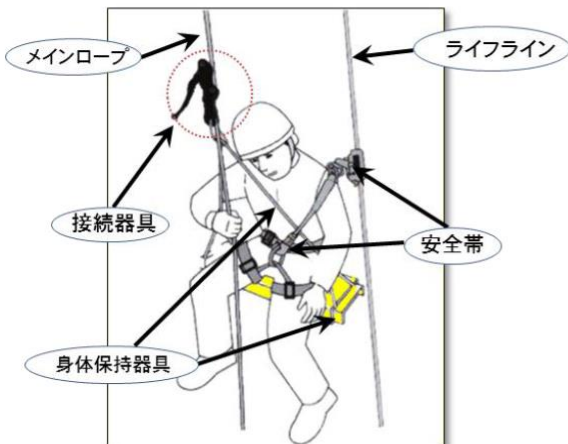
## ロープ高所作業における危険の防止のための規定

(平成28年1月1日施行)

### 1 ライフラインの設置

安衛則第539条の2

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。  
なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



のり面保護工事でのロープ高所作業の例



## 2 メインロープ等の強度等

安衛則第539条の3

- (1) メインロープ等<sup>\*</sup>は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する必要があります。

<sup>\*</sup>メインロープ等とは、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けるための接続器具のこと

- (2) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとる必要があります。なお、これらの措置については、複数人で確認するようにしてください。

- ① メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること



△ 支持物とメインロープとの緊結の例 △

- ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること
- ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行うこと
- ④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること  
なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものをを用いる必要があります。

▼ 切断防止措置の例(巻き付け型養生)



切断防止措置の例 (置き型養生) ▲

## 3 調査及び記録

安衛則第539条の4

- ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。
- ① 作業箇所とその下方の状況  
② メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況  
③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況  
④ 切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

## 4 作業計画

安衛則第539条の5

- 3の調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画をつくり、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。
- ① 作業の方法と順序  
② 作業に従事する労働者の人数  
③ メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置  
④ 使用するメインロープ等の種類と強度  
⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ  
⑥ 切断のおそれのある箇所と切断防止措置  
⑦ メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置  
⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置  
⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置

## 5 作業指揮者

安衛則第539条の6

- ロープ高所作業を行うときは、作業計画に基づく作業の指揮、2(2)の措置が行われていることの点検、作業中の安全带と保護帽の使用状況の監視を行う、作業指揮者を定める必要があります。

## 6 安全带・保護帽

安衛則第539条の7・安衛則第539条の8

- ロープ高所作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全带を使用させる必要があります。また、物体の落下による危険を避けるため、関係労働者に保護帽を着用させる必要があります。
- 使用する安全带はライフラインに取り付ける必要があります。なお、安全带のグリップは、使用するライフラインに適合したものをを用いる必要があります。
- 安全带、保護帽の使用を命じられた労働者は、これらを使用する必要があります。なお、安全带の取り付けについては、複数人で確認するようにしてください。

## 7 作業開始前点検

安衛則第539条の9

- ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、安全带及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに、補修し、または取り替える必要があります。

## 8 その他

- 今回新たに施行される規定以外にも、ロープ高所作業を行うときは以下の安衛則第522条(悪天候時の作業の禁止)・第523条(照度の保持)・第537条(物体の落下による危険の防止)・第530条(立入禁止)の規定が適用されます。

## 特別教育を必要とする業務の追加

(平成28年7月1日施行)

### 特別教育

安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

#### 教育科目

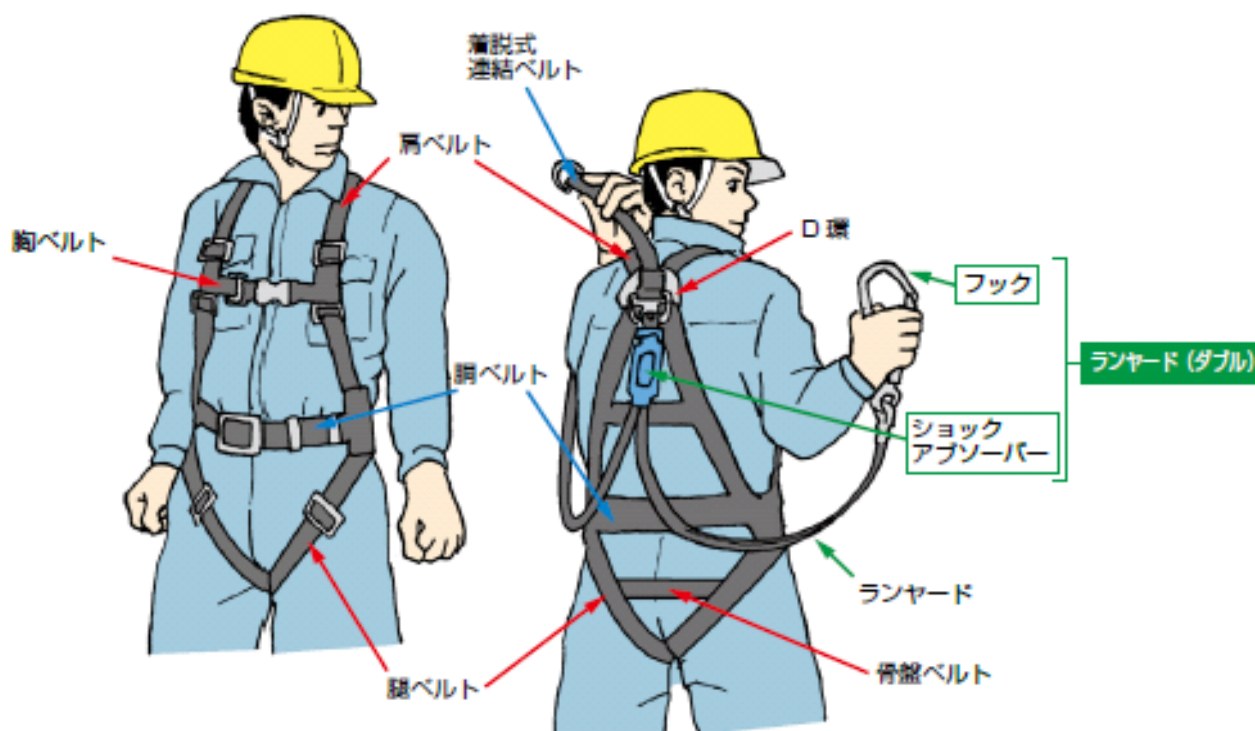
	教育科目	内 容	時 間
学 科 教 育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1 時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1 時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1 時間
実 技 教 育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全带と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带と保護帽の取り扱い	2 時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1 時間

- 新安衛則公布後施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師についての資格要件は定めていませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。

高所作業ではショックアブソーバー付きのフルハーネス型安全帯を使用しよう！

## 1. フルハーネス型安全帯とは

- ①フルハーネス型安全帯とは、肩や腿（もも）、胸などの複数のベルトで構成され、これによって身体が安全帯から抜け出すことや、胸部・腹部を過大に圧迫するリスクを低減します。
- ②フルハーネス型安全帯は、宙つり状態でも身体の重心位置（腰部付近）より頭部側にD環を維持するため、着用者の姿勢が“逆さま姿勢”になることを防止する機能もあります。
- ③ショックアブソーバーとは、墜落阻止時に発生する衝撃荷重を大幅に低減するためのものです。これにより、ランヤードに作用する軸力が小さくなるため、安全帯取付設備に作用する荷重が小さくなるほか、鋭利な角部等に接触した際に生じる摩擦力を小さくできるため、ショックアブソーバー機能を備えていないランヤードに比べ、ランヤードの切断リスクを低減する効果も期待できます。



※ショックアブソーバー付きランヤードの主な機能（緑矢印で示されたもので主に構成）

- 墜落阻止時に発生する衝撃荷重を大幅に低減します。
- 墜落阻止時における作業床等への接触・摩擦に起因するランヤードの切断を抑制します。
- 墜落阻止時の安全帯取付設備に作用する荷重を低減します。

## なぜ、フルハーネス型安全帯が良いのか

フルハーネス型安全帯は、墜落阻止時に身体が安全帯から抜け出さないように複数のベルトで構成されていますが、胴ベルト型安全帯は、1本のベルトを胴回りに巻きつけて身体拘束を行う構造になっています。墜落阻止時の衝撃荷重によって胴ベルトが伸びて緩みが生じ、胴ベルトがずり上がることによる胸部・腹部への圧迫（国内でも死亡事例が発生しています）、あるいは抜けによる地面への落下の危険性が考えられます。

また、胴ベルト型安全帯の場合、墜落阻止時に身体が「くの字」となり、腹部などへの圧迫が大きくなる可能性や、つり元であるD環の位置が身体の重心位置（腰部付近）よりも下（脚部側）になる“逆さま姿勢”となる可能性もあります。

現在では数多くの国々において、胴ベルト型安全帯からフルハーネス型安全帯への移行や使用義務化がすすめられています。我が国でも、厚生労働省の第12次労働災害防止計画には、“一定条件下でハーネス型の安全帯を義務付ける等、墜落時に衝撃が少ない安全帯を普及させる”ことを指導しています。



胴ベルト型安全帯による「くの字」、「逆さま姿勢」

## 2. 墜落防止措置の原則

- 労働安全衛生法令では、墜落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則であり、安全帯はあくまでもこうした措置が困難なときの代替措置です。
- 安全帯に頼りすぎて、原則である作業床・手すり等の設置がおろそかにならないようにしてください。



### 3. フルハーネス型安全帯の使用法

#### (1) 装着手順



○着用時にベルトの緩みや振れがない事、バックルが確実に連結されていること等を確認してください。

○実際に使用する場合には、使用するフルハーネス型安全帯の取扱説明書に従ってください。

#### (2) 安全帯取付設備とランヤード

##### ① 適切な安全帯取付設備の確保

○墜落阻止時には安全帯取付設備に大きな衝撃がかかります。作業を開始する前に、衝撃に耐える適切な安全帯取付設備を確保し、作業員に周知しましょう。

○ランヤードが切断されるリスクを低くするため、墜落阻止時にランヤードが鋭利な角等に接触しないようにしましょう。また、墜落時に激突するおそれのある障害物が下方にないかどうか確認しておきましょう。

○安全帯は墜落する労働者を地面などに激突させないようにするのが目的ですが、水平距離が確保できる場合は、作業員が墜落危険箇所へ接近できない箇所にランヤードを取り付けることで、墜落の危険自体を防ぐことを考えましょう。

○下層や地面までの距離が近距離である場合はランヤードを短くしたり、フックの取り付け位置を高くしたりするなどの工夫が必要です。

○作業主任者や職長等は、安全帯が適切に使用されているかどうか確認し、使用していない人がいたら使用させましょう。

(墜落の機会自体を防ぐ→落とさない対策)



労働者が墜落危険箇所へ接近できない箇所にランヤードを取り付ける。

※この場合においては、取付箇所の“高さ方向”への配慮よりも、墜落危険箇所までの水平距離への配慮が重要となる。

(水平距離>ランヤードの長さ)

(墜落阻止時の衝撃を低減させる対策)



可能な限り、高い位置にランヤードを取り付ける等、墜落阻止時に発生する衝撃を低減させる。

具体的には次の方法が考えられる。

①落下距離を短くするため、

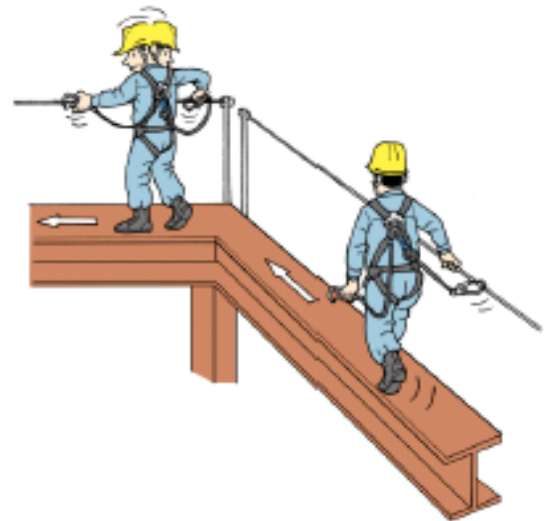
- ランヤードの取付け位置を高くする。
- なるべく短いランヤードを使用する。

②ショックアブソーバーは、衝撃吸収性能の優れたものを選定・使用する。

※取扱説明書あるいはメーカーからの情報をもとに、使用予定の現場で適切に利用できるものを選ぶ。

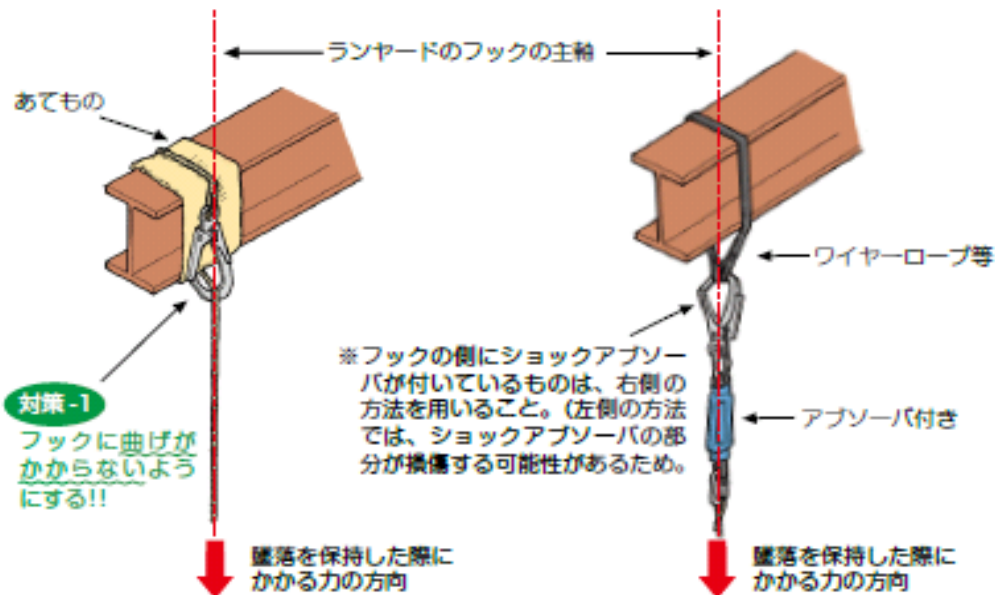
### (3) 二丁掛け安全帯の使用

○フックの掛け替え時の墜落リスクを低減させるため、2丁掛けを積極的に使用しましょう。



### (4) 安全帯のフックの取り付け方法

○取付箇所からのフックの脱落を防止するため、墜落後にフックに曲げの力がかからないように、フックの主軸と墜落時にかかる力の方向が一致するように取り付けましょう。



<p>対策-2</p> <p>良い例 フックの主軸と墜落時にかかる力の方向が一致するように取り付ける。</p> <p>悪い例 ※フックの主軸と墜落時にかかる力の方向がクロスしている。 ※フックに曲げの力がかかっている。</p>	<p>フックの主軸</p> <p>力の方向</p>	<p>フックの主軸</p> <p>力の方向</p>	<p>フックの主軸</p> <p>力の方向</p>
	<p>フックの主軸</p> <p>力の方向</p>	<p>フックの主軸</p> <p>力の方向</p>	<p>フックの主軸</p> <p>力の方向</p>

#### (5) 安全帯の保守・点検

- 労働者は、毎回着用時に使用する安全帯を点検しましょう。ランヤードの損傷、磨耗、フック・D環の変形、損傷等があるものは使用してはいけません。
- 一度でも大きな衝撃を受けた安全帯は、外観に変化がなくても再使用しないでください。
- 安全帯は、直射日光等による紫外線劣化の影響がなく、湿気・ほこり等が少ない場所に保管してください。

### 4. フルハーネス型安全帯の使用の組合せ



巻取り式ダブルランヤードの例

#### 安全帯適合品の表示

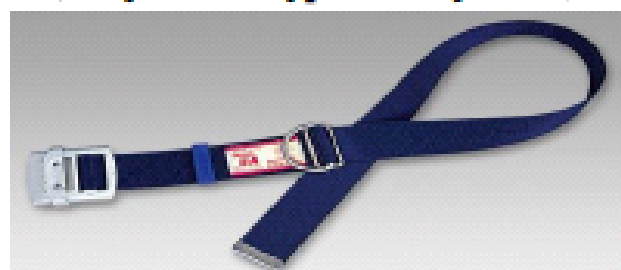
(安全帯構造規格適合)

(Labeling of Conforming of safety belt)



#### 胴ベルト型安全帯

(Body belt type safety belt)



ランヤードを外した状態

# STOP！熱中症

## クールワークキャンペーン

平成30年5月～9月


### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう！

●実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。  
**確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！**

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	<p><b>暑さ指数（WBGT値）の把握の準備</b></p> <p>JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>作業計画の策定等</b></p> <p>暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>設備対策・休憩場所の確保の検討</b></p> <p>簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>服装等の検討</b></p> <p>通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>教育研修の実施</b></p> <p>熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立</b></p> <p>熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p><b>緊急事態の措置の確認</b></p> <p>体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。</p> 

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

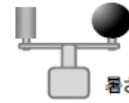


## キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

### ☐ **暑さ指数（WBGT値）の把握**

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP  
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	
<input type="checkbox"/>	涼しい服装等	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら</b> しましょう。
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょ
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。

STEP  
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

### ☐ **異常時の措置**

少しでも異常を感じたら**ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょ**う。

## 重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ
- 水分、塩分を積極的に取りましょ
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに病院に運ぶか救急車を呼びましょ



## 『神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画』の概要

神奈川県労働局 2018年5月作成

## 計画期間

\*2018年度～2022年度（5か年計画）

## 計画の全体目標

\*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（2017年比）

\*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【2017年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

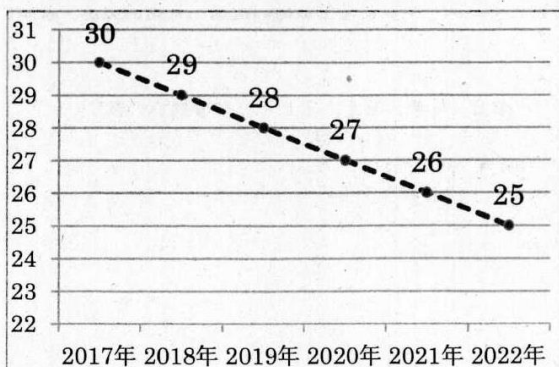
【2022年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

## 7つの重点事項

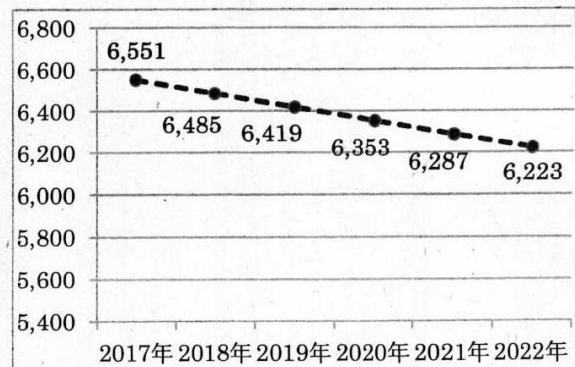
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

## 2022年目標への各年ごとの具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



(点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値)

# 神奈川県労働局労働基準部 安全課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

電話045 (211) 7352 FAX045 (211) 0048

## 労働基準監督署一覧

署名	管轄区域	郵便番号	住所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	安全衛生課 045-211-7375 代表 211-7374
鶴見労働基準監督署	横浜市（鶴見区（扇島（川崎南管轄）を除く））	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市（川崎区、幸区）、 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市（中原区、宮前区、 高津区、多摩区、麻生区）	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191 代表 820-3181
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市（西区、神奈川区、港 北区、緑区、青葉区、都筑区）	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	安全衛生課 045-474-1252 代表 474-1251
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、 大磯町、二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市、南足柄市、足柄上 郡、足柄下郡	250-0004	小田原市浜町1-7-11	0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0014	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5F	046-401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市 （旧 津久井郡を含む）	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311

## 労働災害防止計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応し、高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

# 建設業「見える化」の推進

## Visualization of risk for



「見える化」とは職場にひそむ危険などを目に見える形にして、効果的に災害防止を推進する取組です。「見える化」することにより、労働者の安全意識が高まり、安全活動の活性化の効果が期待できます。



- (左) 仮囲い外のコーナー部分をアクリル板にして可視化し、通行者の出会い頭の衝突を防止している。仮囲い外側の通行者の災害防止。
- 現場敷地外側コーナーの死角の可視化による注意喚起
- (右) 仮囲いの出入口の左右をアクリル板にして可視化し、扉を開けた際の衝突を防止している。仮囲い外側の通行者の災害防止。
- 敷地出入口外側・内側の可視化による注意喚起

旋回半径の見える化(重機災害・激突され災害防止)



強力マグネット

ネット状の樹脂であり、作業者が接触しても衝撃は少ない

アーチ型の樹脂を強力マグネットで重機の左右の側面に取付け、作業者が重機の旋回範囲に立ち込んだ場合、旋回により作業者が重機本体に当たる前に接触防止装置(アーチ型の樹脂)に接触して、激突され災害を警告する。

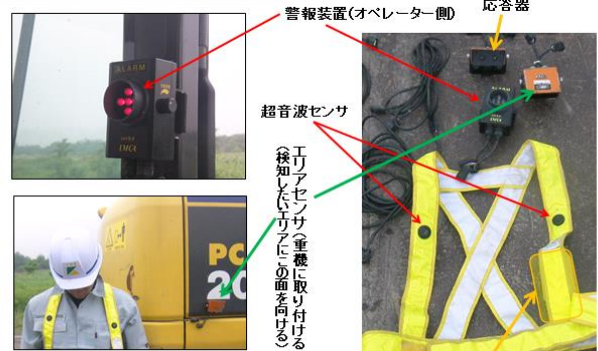


風速計

パトライトとクレーン作業のルールを掲示

吹き流しでは瞬間風速を確認できない(目安程度)ため、風速計と連動させたパトライト(赤点灯・黄点灯・点灯なし)を見て、作業の実施について判断する。○ 光と作業ルールの掲示による注意喚起

警報音による聞こえる化(重機の接触防止)



応答装置(Vチョッキ)型

応答器収納ポケット(作業時)

超音波相互通信により、作業者が危険エリアに接近した場合、オペレーターと作業者の双方に警報音で接近を知らせる。